



食安発第0331003号

平成16年3月31日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部長

(公印省略)

平成16年度輸入食品監視指導計画の策定について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）により、厚生労働大臣は、食品衛生に関する監視指導の実施について指針を定め、同指針に基づき、毎年度、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画を定めるものと規定されたところである。

今般、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、食品衛生法第23条第1項に規定する平成16年度の輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）について別添1のとおり定め、同条第3項の規定に基づき官庁報告により公表したので、本計画に基づく適切な監視指導の実施についてお願いする。

また、モニタリング検査において食品衛生法違反が判明した食品等が、既に通関している場合については、本計画に従い、企画情報課検査所業務管理室を通じて速やかに監視安全課に報告されたい。

なお、都道府県等に対し、別添2のとおり通知していることを申し添える。

記

- 1 検査所のモニタリング検査で食品衛生法違反が判明した食品等の取扱い
検査所のモニタリング検査の結果、食品衛生法違反となった食品等が既に通関していた場合については、当該違反食品等の輸入者の所在地を管轄する都道府県等に対し、食品衛生法違反の判明の都度、その概要を食品安全部監視安全課から別途通知する。
- 2 都道府県等の収去検査で食品衛生法違反と判明した輸入食品等の取扱い
都道府県等の収去検査において、国内に流通する輸入食品等の食品衛生法違反が判明した場合については、従前と同様、食品安全部監視安全課あて速やかに連絡されたい。
- 3 都道府県等が実施する輸入食品等に係る検査の結果の取りまとめ
都道府県等食品衛生指導計画に基づき各都道府県等において実施する食品等の検査の結果の公表に際しては、輸入食品等（国内で製造又は加工されたものを除く。）の検査の結果について別集計の上公表されるようお願いする。